

上山市国際交流員の派遣に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上山市が直接行う国際交流事業とは別に、市民又は各種団体（以下「派遣依頼団体等」という。）が行う国際交流事業に対し、上山市国際交流員（以下「交流員」という。）を派遣する場合の条件や手続きなど必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 国際交流員の派遣対象団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内を主な活動拠点とし、その構成員のうち半数以上が市内居住、通勤又は通学している者で構成されている団体
- (2) 市内に所在する小学校、中学校、高等学校並びに他の教育機関
- (3) その他本市に関係する国際交流事業を行う団体

(対象)

第3条 交流員を派遣する業務は、次のとおりとする。

- (1) ポーランド共和国理解のための交流活動への協力
- (2) 民間でのポーランド交流団体の活動に対する協力
- (3) 地域住民に対するポーランド語指導への協力
- (4) その他所属長が必要と認めた業務

2 前号各号の事業は、概ね10人以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

(派遣時間)

第4条 交流員を派遣する時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時15分から午後5時15分までとする。

2 休日及び時間外の派遣については、交流員と相談のうえ決定する。

(派遣場所)

第5条 交流員を派遣する区域は、原則として上山市内とする。ただし、所属長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(経費)

第6条 派遣に係る交流員に対する謝金や交通費等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 謝礼は交流員の業務範囲内である限り支給しない。
- (2) 交流員の送迎及び交通費は原則として派遣依頼団体等の負担とする。
- (3) その他材料費等交流に係る経費については、派遣依頼団体等が全額負担する。

(派遣依頼団体等の責務)

第7条 派遣依頼団体等は、交流員の活用にあたり、次の事項に同意しなければならない。

- (1) 交流員による成果品の利活用の責任は、派遣依頼団体等が追うこと。
- (2) 交流員が派遣依頼の内容に関し説明を求めたときは、派遣依頼団体は誠実に対応すること。
- (3) 派遣当日のスケジュール、業務内容等に関しては、事前に派遣依頼団体等と交流員の間で十分な打合せを行うこと。

(派遣の制限)

第8条 所属長は、派遣依頼団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流員を派遣しないものとする。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

(2) その他、所属長が適切でないと判断したとき。

(派遣の申請方法)

第9条 派遣を希望する場合には、別の定める申請書に必要事項を記入のうえ、派遣希望日の3週間前までに申請しなければならない。

(派遣の申請方法)

第10条 所属長は派遣の申請があったときは、その内容を審査し派遣の可否を派遣依頼団体等に伝えるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、交流員の派遣に必要な事項については、所属長が別に定める。

国際交流員派遣依頼書

年 月 日

スポーツ振興課長 様

団体名：

代表者名：

住所：

担当者名：

TEL：

下記のとおり、国際交流員の派遣を依頼します。

記

事業名	
事業目的	
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会場	
参集予定者の 範囲及び人数	
国際交流員へ の 依頼内容	1. ポーランドについて (国・歴史・文化・経済・比較など) 2. ポーランドの食文化 (講和・実習) 3. ポーランド語会話講座 4. お茶飲み交流タイム 5. イベント参加 6. その他
会場までの 交通手段	1. 送迎します 2. 交通費負担 (バス・タクシー)
その他	

- ※依頼書は開催日の3週間前までに提出し詳細打合せに対応してください。
- ※国際交流員への謝礼は不要です。ただし、会場までの交通手段の確保と事業に必要な物品・材料等は、依頼者で準備をお願いします。
- ※天気や距離を勘案し、交流員が自転車で行ける場合は送迎不要。事前にご相談ください。
- ※事業の開催要項、チラシなど事業内容が分かるものがあれば添付してください。